

◎福島地方環境事務所の体制



事務所	所在地	TEL
福島地方環境事務所	〒960-8031 福島県福島市栄町11-25 AXCビル6階・5階・4階	TEL 024-573-7330
県北支所	〒960-8031 福島県福島市栄町11-25 AXCビル5階	TEL 024-563-1308
県中・県南支所	〒963-8001 福島県郡山市大町1-1-8 NKビル2階	TEL 024-983-0610
県中・県南支所富岡分室	〒979-1112 福島県双葉郡富岡町中央2-36	TEL 0240-23-7780
浜通り南支所	〒979-0402 福島県双葉郡広野町大字下北迫字折返57-2	TEL 0240-25-8993
浜通り北支所	〒975-0031 福島県南相馬市原町区錦町1-25 アースム2階	TEL 0244-26-9912
浜通り北支所浪江分室	〒979-1521 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上統町12 朝田ビル3階	TEL 0240-23-5890
中間貯蔵施設浜通り事務所	〒970-8026 福島県いわき市平字小太郎町2-6 いわきフコク生命ビル5・6階	TEL 0246-84-7151
放射線健康管理事務所	〒970-8026 福島県いわき市平字小太郎町1-6 いわきセンタービル6階	TEL 0246-84-9301
特定廃棄物埋立処分施設 管理事務所	〒979-1131 福島県双葉郡富岡町大字上郡山字太田713	TEL 0240-23-6520
クリーンセンターふたば管理事務所	〒979-1302 福島県双葉郡大熊町大字小入野字東大和久地内	

施設名	所在地	TEL
環境再生プラザ	〒960-8031 福島県福島市栄町1-31 1階	TEL 024-529-5668
リブルンふくしま	〒979-1131 福島県双葉郡富岡町大字上郡山字太田526-7	TEL 0240-23-7781
中間貯蔵工事情報センター	〒979-1302 福島県双葉郡大熊町大字小入野字向畑256	TEL 0240-25-8377
放射線リスクコミュニケーション 相談員支援センター	〒970-8026 福島県いわき市平字小太郎町1-6 いわきセンタービル5階・6階	TEL 0120-478-100



福島地方環境事務所

Fukushima Regional Environment Office

業務概要



福島地方環境事務所管内図

- 1 福島地方環境事務所

2 県北支所

3 県中・県南支所

4 県中・県南支所富岡分室

5 浜通り南支所
- 6 浜通り北支所

7 浜通り北支所浪江分室

8 中間貯蔵施設浜通り事務所

9 放射線健康管理事務所

10 特定廃棄物埋立処分施設
管理事務所
- 11 クリーンセンターふたば管理事務所

12 環境再生プラザ

13 リプルンふくしま

14 中間貯蔵工事情報センター

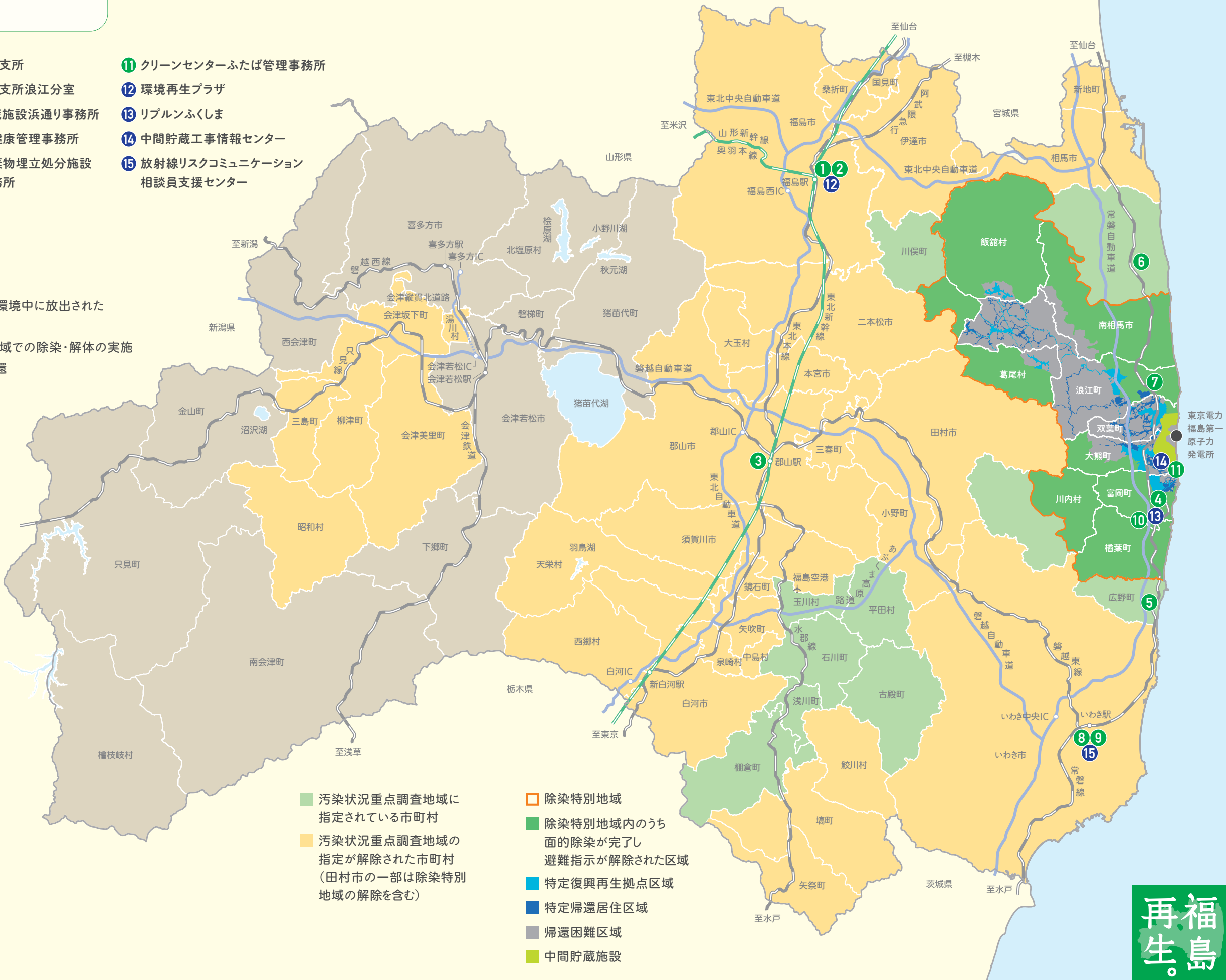
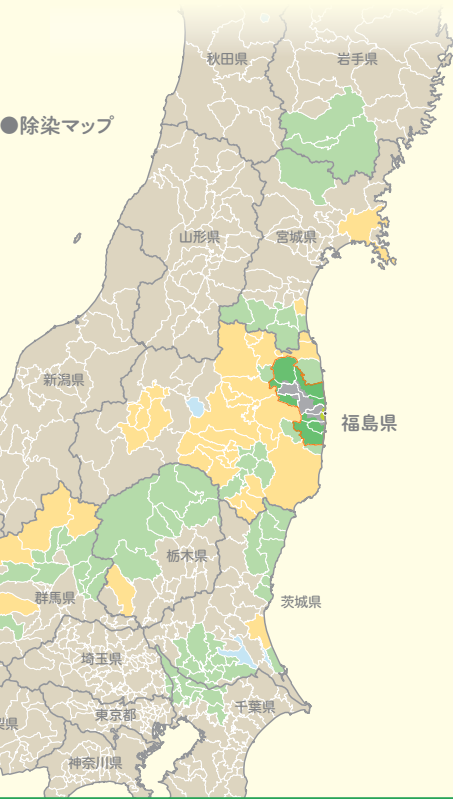
15 放射線リスクコミュニケーション
相談員支援センター

〔管轄区域〕 福島県、宮城県、岩手県
(主に除染特別地域及び汚染状況重点調査地域など)

福島地方環境事務所は、
東京電力福島第一原子力発電所事故により環境中に放出された
放射性物質の対策を行っています。

- ◎特定復興再生拠点区域・特定帰還居住区域での除染・解体の実施
- ◎除染で出た土を一時保管した仮置場の返還
- ◎放射性物質に汚染された廃棄物の処理
- ◎中間貯蔵施設の整備・除去土壌等の輸送・保管
- ◎県外最終処分に向けた除去土壌等の減容化及び再生利用

そしてこれらの対策の理解促進のための
情報発信などです。



- 汚染状況重点調査地域に
指定されている市町村

汚染状況重点調査地域の
指定が解除された市町村
(田村市の一部は除染特別
地域の解除を含む)
- 除染特別地域

除染特別地域内のうち
面的除染が完了し
避難指示が解除された区域

特定復興再生拠点区域

特定帰還居住区域

帰還困難区域

中間貯蔵施設

再生。福島

環境再生事業の推進

P5～6

除染・解体

（特定復興再生拠点区域及び特定
帰還居住区域における除染及び家
屋解体等）



特定復興再生拠点区域の除
染は9割実施済み、特定帰還
居住区域の除染を実施中
（2024年2月末時点）

P7～8

除染仮置場

（仮置場原状回復等）



総数1,372箇所中
1,199箇所で原状回復
完了（2024年2月末時点）
※その他災害廃棄物等を保管す
る仮置場もあります。

P9～10

廃棄物処理

（汚染廃棄物対策地域11市町村における
災害廃棄物等の処理等）

約150万トン进行处理
（2024年2月末時点）



（福島県内の特定廃棄物等の埋立処分施
設への輸送・最終処分等）

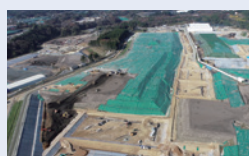
特定廃棄物埋立処分施設（富岡町）
296,525袋を搬入（2024年2月末時点）
クリーンセンターふたば（大熊町）
7,174袋を搬入（2024年3月末時点）



P11～12

中間貯蔵施設 用地・施設整備・輸送

（除去土壌等の処理・貯蔵）



用地面積81.3%取得
（2024年2月末時点）

（除去土壌等の輸送）



輸送累計
約1,376万㎡達成
（2024年2月末時点）

P13

再生利用

（除去土壌の再生利用実証事業等）



盛土等工事や作物の
栽培試験を実施

P14

情報発信・理解促進



情報発信、
情報発信施設等の運営、
見学会の開催など

福島地方環境事務所のあゆみ

2011	3月 東日本大震災発災・原子力緊急事態宣言 8月 「放射性物質汚染対処特別措置法」制定	2021	2月 福島県、大熊町、双葉地方広域市町村圏組合及び 環境省との間でクリーンセンターふたばの 周辺地域の安全確保に関する協定を締結 4月 飯舘村長泥地区で再生資材盛土を開始
2012	1月 「放射性物質汚染対処特別措置法」施行 福島環境再生事務所が開所 7月 除染特別地域（国直轄）の面的除染を開始	2022	3月 帰還困難区域を除く県内に仮置きされている 除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入を概ね完了 6月 葛尾村、大熊町において特定復興再生拠点区域の 避難指示解除 8月 双葉町において特定復興再生拠点区域の 避難指示解除
2015	3月 中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送を開始	2023	3月 浪江町において特定復興再生拠点区域の 避難指示解除 4月 富岡町において特定復興再生拠点区域の避難指示解除 （点・線拠点以外） 5月 飯舘村において特定復興再生拠点区域の 避難指示解除 6月 クリーンセンターふたばへの搬入再開 10月 特定廃棄物埋立処分施設への特定廃棄物の搬入を終了 11月 富岡町において、点・線拠点の避難指示解除 12月 特定帰還居住区域で、家屋等の解体・除染工事を開始
2016	11月 中間貯蔵施設の受入・分別施設及び 土壌貯蔵施設の整備を開始		
2017	3月 除染特別地域における面的除染完了 7月 福島地方環境事務所が開所 （地方支分部局として福島環境再生事務所より昇格） 11月 特定廃棄物埋立処分施設へ、 福島県内の特定廃棄物の搬入を開始 12月 帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域で、 家屋等の解体・除染工事を開始		
2018	3月 帰還困難区域を除き、全ての市町村で 面的除染が完了		

事務所設立の経緯、環境再生の現状

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故後、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を、速やかに低減するために「放射性物質汚染対処特別措置法」（以下、「特措法」）が制定されました。

2012年1月1日の特措法の全面施行に伴い、土壌等の除染等の措置や、汚染廃棄物の処理などの環境再生の取組を迅速かつ円滑に推進するための拠点として、2012年1月4日に福島環境再生事務所は開設され4月には5つの支所が開設されました。事務所ではこれまで、除染や中間貯蔵施設の整備、特定廃棄物の処理など、被災地の復興・再生に向けた事業を続けてきました。

2017年7月14日より、他の地方環境事務所と同格の福島地方環境事務所として位置づけられました。

また、2017年5月に「福島復興再生特別措置法」が改正され、帰還困難区域に特定復興再生拠点区域を設定し、除染や避難指示解除を進められるようにする制度が整えられました。そして、同年12月から区域の除染や家屋等の解体を進め、2023年には県内6町村すべてで拠点区域の避難指示が解除されました。さらに同年6月には帰還困難区域に特定帰還居住区域を設定し、12月には先行的に大熊町と双葉町の特定帰還居住区域において除染・家屋等の解体が始まりました。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法により福島県内での除染により発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講じるとされています。

県外最終処分の実現に向けては、最終処分量の低減を図ることが重要であるため、福島県南相馬市小高区東部仮置場、飯舘村長泥地区及び中間貯蔵施設において、除去土壌を再生資材化し、盛土の造成等を行うといった再生利用の安全性等を確認する実証事業を実施してきました。



除染・解体

除染によって放射線量を低減させます。作業後もその効果を確認します。
また、特定復興再生拠点区域等や特定帰還居住区域の除染や建物等の解体も進めています。

最新の情報は
こちらから



データでみる福島再生

関連する法律

- ◎放射性物質汚染対処特別措置法
- ◎福島復興再生特別措置法

再福
生。島

私たちは、こんな仕事をしています。

①除染等事業の実施^{*1}

- ◎除染では、生活空間において受ける放射線量を減らすため、放射性物質を取り除いたり、土で覆ったりしています。
- ◎実施に当たって、事前に地権者から同意をいただきます。また、除染の前後には空間線量率を測定し、実施後、十分に低い値になっているか確認します。再汚染等が確認された場合には必要に応じてフォローアップ除染を行っています。

- ◎除染の対象地域である除染特別地域及び汚染状況重点調査地域における計画に基づく帰還困難区域以外の面的除染は完了しています。
- ◎除染後の結果や効果について、地元自治体が主催する除染検証委員会等により検証が行われます。
- ◎県内6町村（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）の帰還困難区域内に定められた特定復興再生拠点区域^{*2}において、除染と建物等の解体を行い、2023年には同区域の避難指示が解除されました。今後、特定帰還居住区域^{*3}における除染・解体等工事を迅速に行っていきます。



②自治体等（福島県、宮城県及び岩手県の汚染状況重点調査地域の市町村）への技術的な助言等

- ◎除染により生じた除去土壌・除染廃棄物の適正保管や処理、仮置場の原状回復や除去土壌の輸送等で課題が生じた際に、市町村への技術的な助言等を行っています。
- ◎汚染状況重点調査地域の指定解除に向けた調整や支援を行っています。

^{*1}:放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国が除染を実施した除染特別地域と自治体等が実施した汚染状況重点調査地域があります。除染特別地域は避難指示が出た福島県内の11市町村になります。楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、川内村、田村市（都路地区）、葛尾村、浪江町、川俣町（山木屋地区）、飯舘村、南相馬市です。これら区域の面的除染については、2017年3月までに完了しています。汚染状況重点調査地域は、年間の追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト（1時間当たり0.23マイクロシーベルトに相当）の地域を含む市町村が指定されました。

^{*2}:特定復興再生拠点区域とは、福島復興再生特別措置法に基づき、帰還困難区域内に定められ、避難指示を解除して居住を可能とするものとして定められた区域です。

^{*3}:特定帰還居住区域とは、帰還困難区域内の拠点区域外において、2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、必要な箇所の除染を進め、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とするものとして定められた区域です。

場所ごとの除染方法の例

宅地

庭では表土の削り取り・天地返し^{*}などを行い、雨どいでは落葉や堆積物を除去し、拭き取ります。屋根では、堆積物・こけ・泥などを取り除きます。
^{*}天地返し:上下層の土の入れ替え



農地

田んぼや畑では、深耕や表面の土と下側の土を入れ替える反転耕などを行います。
^{*}耕されていない農用地で、放射性セシウム濃度が高い場合には、表土を削り取ります。



道路

堆積物（落葉・こけ・泥など）を取り除きます。十分な除染の効果が見られない場合、ブラシや高圧水などで洗浄します。



森林

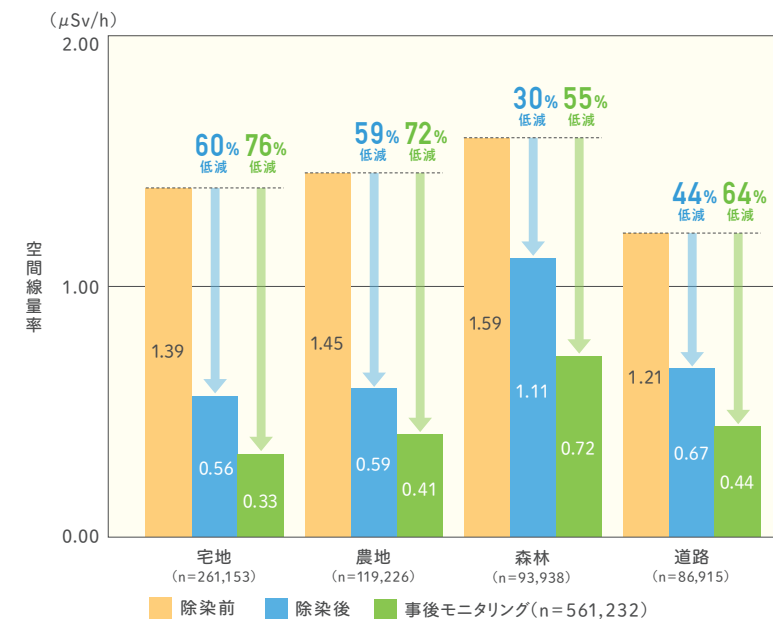
林の縁から20m程度を目安に低減効果を確認し、効果的な範囲で落ち葉や落ちた枝などを取り除きます。



継続的な除染効果

例えば宅地では、除染によって放射線量が60%低減し、その後のモニタリング調査では76%まで低減しました。
面的な除染の効果が維持されていることを確認しています。

●除染の効果（除染特別地域全体）



注:宅地、農地、森林、道路の空間線量率の平均値(測定点データの集計) 宅地には学校、公園、墓地、大型施設を、農地には果樹園を、森林には法面、草地・芝地を含む。除染後半年から1年に、除染の効果が維持されているか確認をするため、事後モニタリングを実施。各市町村の事後モニタリングデータはそれぞれ最新の結果を集計。

【実施時期】除染前測定:2011年11月～2016年11月

除染後測定:2011年12月～2017年11月

事後モニタリング:2014年10月～2018年8月

汚染状況重点調査地域の指定解除について

放射性物質汚染対処特別措置法において、指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは区域の変更又は指定の解除ができるとされています。

また、指定解除に向けたモニタリング調査及び手続き等について、環境再生ブラザとともに支援しています。

2024年3月末時点で、福島県内において31市町村が、全域の平均的な空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト未満となっており、指定の要件となった事実の変更が生じていることから、指定の解除を行いました。

(2ページ参照)

除染仮置場

除染により発生した除去土壌等を中間貯蔵施設等に搬出するまでの間、一時的に保管をする仮置場を搬出を終えた仮置場は、土地をお借りしている地権者の意向を確認しながら原状回復し、土地をお返し

設置します。
します。

最新の情報は
こちらから



データでみる福島再生

関連する法律

- ◎放射性物質汚染対処特別措置法
- ◎福島復興再生特別措置法



私たちは、こんな仕事をしています。

① 仮置場の確保

- ◎仮置場を新たに造成する場合、地元自治体や地権者等へ説明し合意を得た上で、地権者と借地契約を結びます。
- ◎継続して仮置場が必要な場合は、地権者と契約更新を行います。

② 仮置場の安全管理

- ◎仮置場では水を通さない遮水シートを下に敷き、大型土のうなどに入れた除去土壌等の上を放射線の遮へいに十分な厚さの土で覆います。さらに上部を遮水シート等で覆うことで、除去土壌等の飛散・流出を防ぎ、雨水等の流入と地下水等の汚染を防ぎます。
- ◎定期的に空間線量率などの放射線量や地下水の放射性物質濃度などを測定しています。

③ 中間貯蔵施設／仮設焼却施設への搬出

- ◎仮置場で一時保管した除去土壌や除染廃棄物を、中間貯蔵施設や仮設焼却施設に搬出します。

④ 原状回復

- ◎盛土などで形状変更したものは元に戻し、機能を回復させるための工事を行います。

⑤ 地権者立ち会い、返地

- ◎原状回復工事を行った土地は、地権者立ち会いの上、返地します。

仮置場

仮置場は、除染で削りとられた除去土壌等を一時的に保管・管理する場所です。仮置場から中間貯蔵施設や仮設焼却施設等に除去土壌が運び出された後は、仮置場の所有者の意向を確認し、原状回復工事を実施した上で所有者にお返ししています。

仮置場の 原状回復の実施例

中間貯蔵施設等への搬出



仮置場での保管

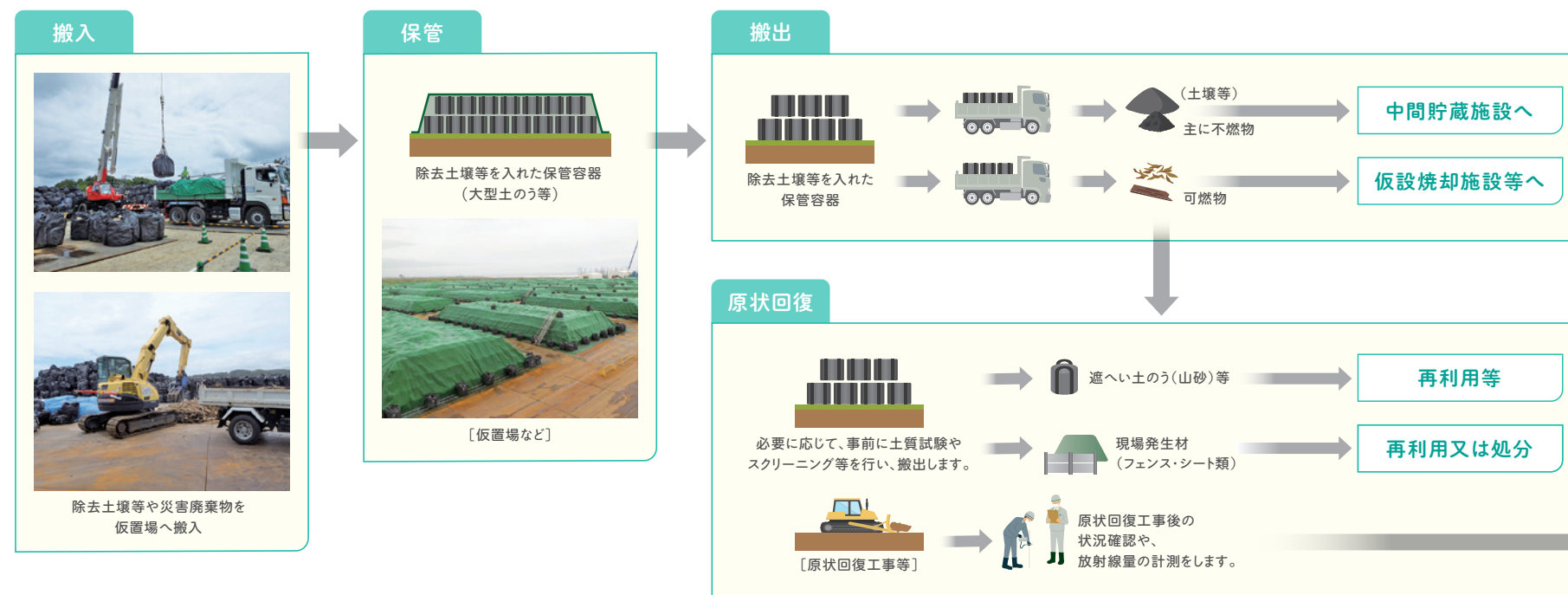


原状回復完了

地権者等による営農再開

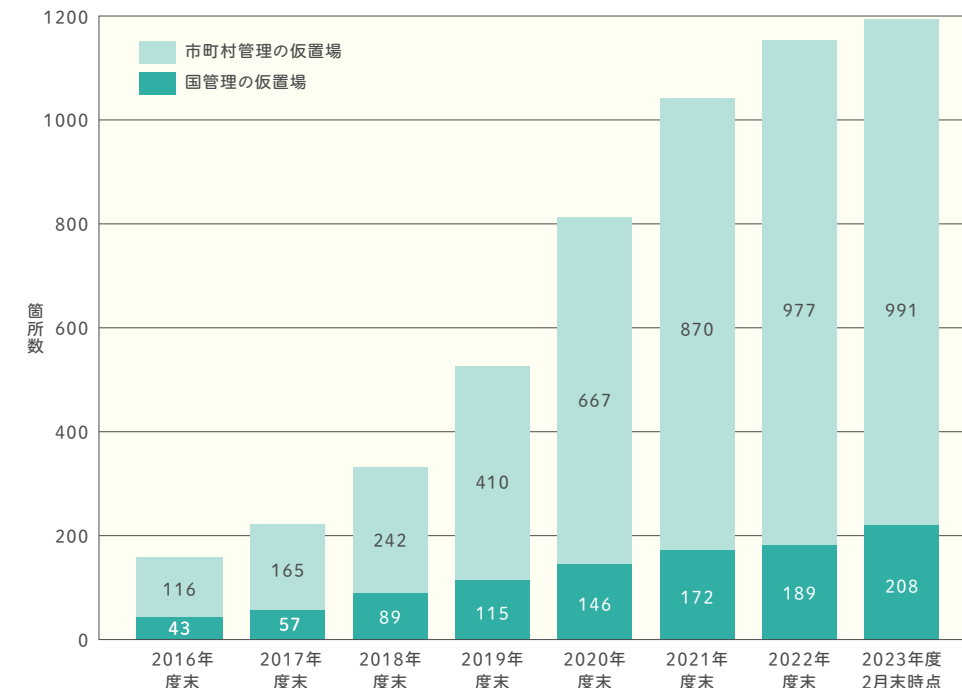


●仮置場等への搬入、保管、搬出から原状回復、返地までの流れ



●原状回復が完了した仮置場等の箇所数の推移

（2024年2月末時点）



廃棄物の処理

福島県では、放射性物質汚染対処特別措置法に規定する特定廃棄物*1、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物と産業廃棄物が発生しています。これらの廃棄物の処理を行っています。

最新の情報は
こちらから



データでみる福島再生

関連する法律

- ◎放射性物質汚染対処特別措置法
- ◎廃棄物処理法
- ◎福島復興再生特別措置法

再生。
福島

私たちは、こんな仕事をしています。

① 対策地域内廃棄物*2の処理

◎津波による災害廃棄物の撤去、被災家屋等の解体撤去、一時帰宅などで出る片付けごみなどの収集、運搬、保管、処分(焼却による減容化、再生利用(リサイクル)、埋立処分)を進めています。

② 指定廃棄物*3の処理

◎福島県におけるごみの焼却灰、浄水発生土、下水汚泥、稲わらやたい肥などの廃棄物のうち、放射能濃度が8,000Bq/kgを超えるものの収集、運搬、保管、処分を進めています。

③ 仮設焼却施設における焼却処理

◎発生した特定廃棄物のうち可燃物については、仮設焼却施設で焼却し、減容化を進めています。浪江町、双葉町(2施設)、大熊町で4施設を運営しています。

④ 特定廃棄物の輸送、埋立処分

◎福島県内の10万Bq/kg以下の特定廃棄物(帰還困難区域を除く)については、既存の管理型処分場(特定廃棄物埋立処分施設(2023年10月に埋立完了)、クリーンセンターふたば(2023年6月に埋立開始))*4を活用し、埋立処分を進めています。

*1:特定廃棄物とは対策地域内廃棄物と指定廃棄物をあわせたものです。

*2:汚染廃棄物対策地域(福島県楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち警戒区域及び計画的避難区域であった区域。2022年3月31日に田村市において汚染廃棄物対策地域の指定を解除。)の廃棄物は、対策地域内廃棄物として環境省が直轄で処理しています。

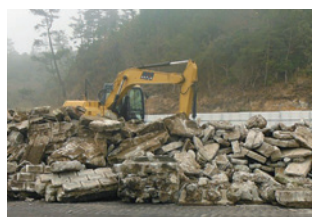
*3:指定廃棄物とは、放射能濃度が8,000Bq/kg超の廃棄物であって環境大臣に指定されたものです。

*4:国の責任において処理を行う対策地域内廃棄物又は指定廃棄物のうち、福島県内で発生した放射能濃度10万Bq/kg以下の廃棄物については、管理型処分場で埋立処分を行い、10万Bq/kgを超えるものについては、中間貯蔵施設で保管することとされています。

主な災害廃棄物について

対策地域内廃棄物等

津波による災害廃棄物



仮置場が整備されたところから順次仮置場へ搬入しています。仮置場に搬入された廃棄物は、重機等により破碎・選別処理を実施し、再生利用を進めます。

被災家屋の解体



被災家屋等のうち、市町村のり災証明において半壊以上と判定された家屋については、解体に係る受付・調査を行い、解体撤去を実施しています。

片付けごみ



帰還の準備を行う方の希望に応じて片付けごみの回収を実施しています。回収した廃棄物のうち可燃物については仮設焼却施設等で処理しています。

指定廃棄物

農林業系副産物(稲わら)



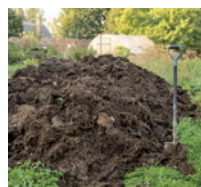
焼却灰



下水汚泥



農林業系副産物(たい肥)



廃棄物の処分方法について

対策地域内廃棄物は、資源活用と埋立処分量を減らす目的で可能な限り再生利用(リサイクル)を推進しています。例えば、被災家屋等の解体で発生した木くず、コンクリートがらなどについては、破碎や選別などの処理を行っ

た上で再生利用(リサイクル)を進めています。処理に当たっては、放射線管理の徹底、周辺環境や作業環境に影響が及ばないよう安全対策に万全を期しています。

仮設焼却施設



大熊町仮設焼却施設

特定廃棄物埋立処分施設

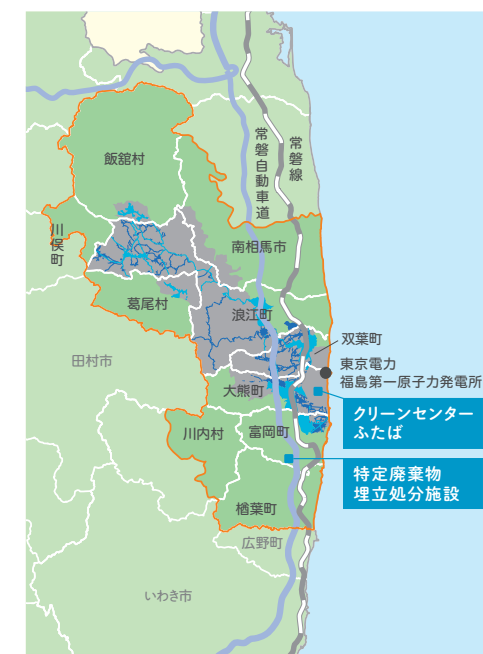


埋立地面積:約4.2ha

クリーンセンターふたば



埋立地面積:約4.5ha



汚染廃棄物対策地域 帰還困難区域
特定帰還居住区域 特定復興再生拠点区域

双葉町
東京電力
福島第一原子力発電所
クリーンセンター
ふたば
特定廃棄物
埋立処分施設

双葉町仮設焼却第一施設

中間貯蔵施設 用地・施設整備・輸送

中間貯蔵施設は県外最終処分を完了するまでの間、除去土壌等を安全に集中的に管理・保管するための引き続き除去土壌等の搬入を進めるとともに、適切な整備・維持管理を実施します。

最新の情報は
こちらから



データでみる福島再生

関連する法律

- ◎放射性物質汚染対処特別措置法
- ◎中間貯蔵・環境安全事業株式会社法

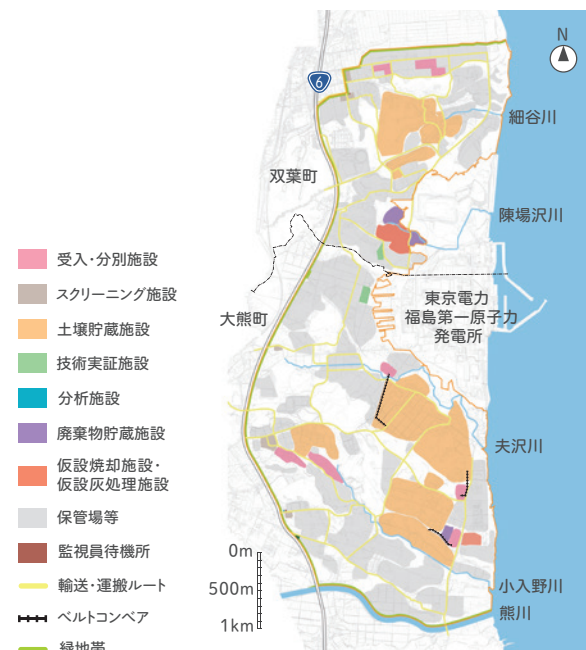


私たちは、こんな仕事をしています。

- ① 中間貯蔵施設内の各施設（受入・分別施設、土壌貯蔵施設等）について、整備・保安全管理等を行っています。
- ② 中間貯蔵施設に係る放射線モニタリング、環境調査を実施しています。
- ③ 除去土壌等の輸送計画の立案や、輸送車両の運行管理、運転手への安全教育を行っています。
- ④ 用地取得に係る連絡調整、情報管理や契約業務を行っています。
- ⑤ 中間貯蔵施設の見学の受入れ・対応等を通じた広報活動を行っています。

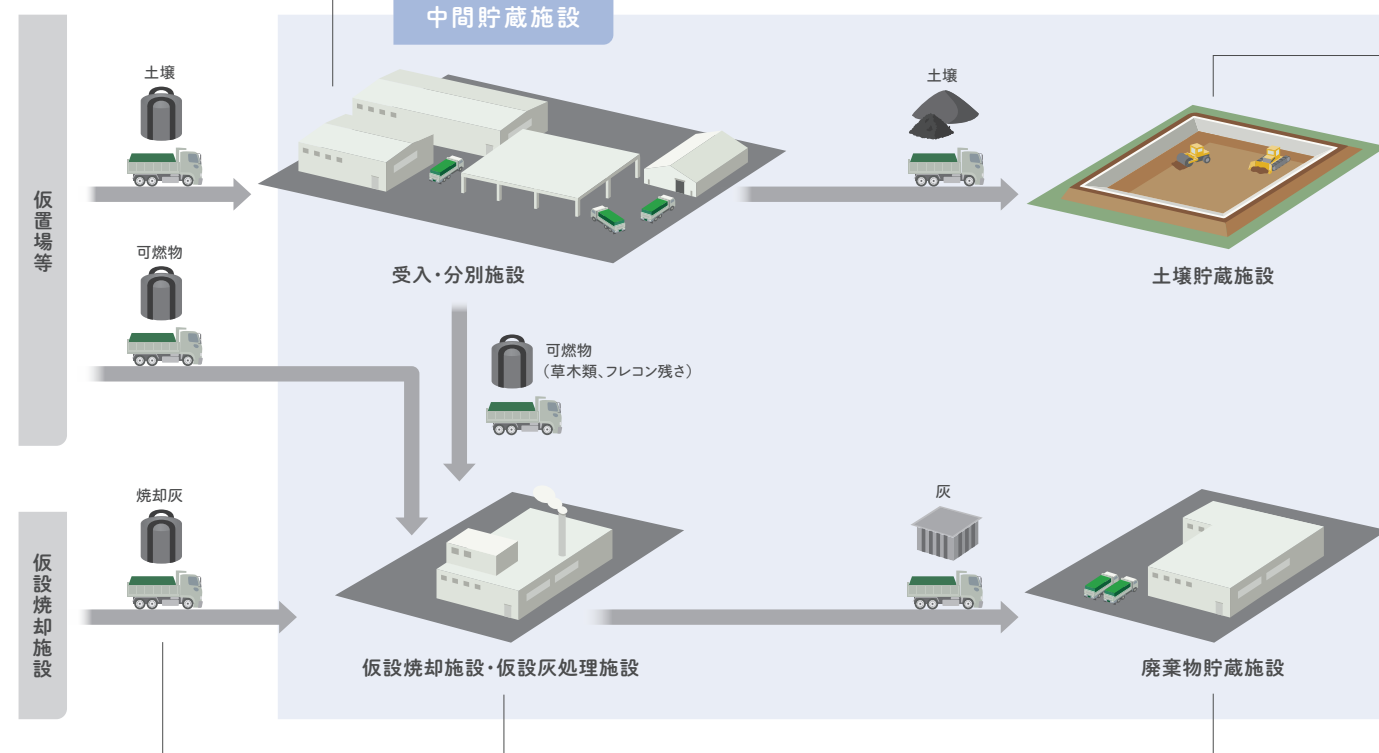
中間貯蔵施設とは

福島県内の除染作業により発生した大量の除去土壌及び廃棄物等が、県内各地の仮置場等に保管されました。環境省は、福島県の復旧・復興をいち早く進めるため、大熊町・双葉町の大変重いご決断の下、除去土壌等を最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設を整備してきました。全体で1,600haもの広大な面積に施設を整備するに当たり、1,800人を超える敷地内の地権者と契約を締結させていただいたほか、地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら、除去土壌等の輸送・処理・貯蔵を行っています。



受入・分別施設

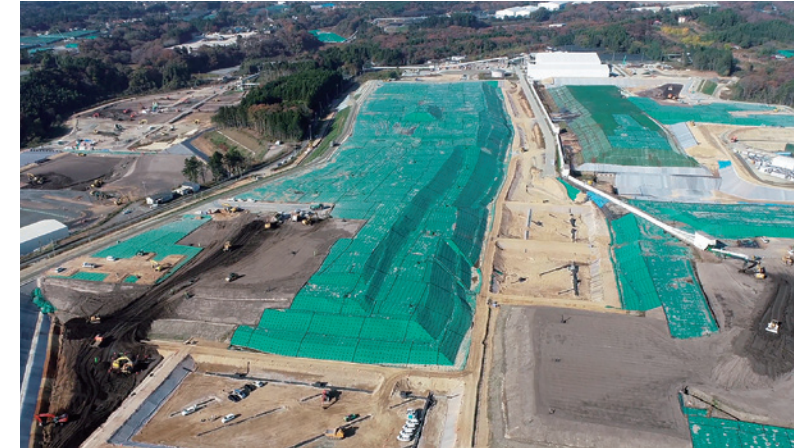
- 受入・分別施設では、仮置場等から運ばれた除去土壌の大型土のう袋を破り、ふるいにかけて、可燃物（袋、草木・根など）、金属などの異物を取り除きます。
- 分別した土壌は重量を測定し、ダンプトラック又はベルトコンベアで土壌貯蔵施設の入口まで運搬します。可燃物は、減容化施設（仮設焼却施設・仮設灰処理施設）に運びます。



仮置場等からの輸送

- 除去土壌等の輸送は、対象物の全数管理、全車両のGPSによる運行状況の監視、環境モニタリングの実施等様々な安全対策を講じながら行っています。
- 2022年3月には県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）について概ね搬入を完了しました。また、帰還困難区域内においても特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域における除染等が進みつつあることも踏まえ、引き続き、運転者等への研修や自治体と連携した輸送ルート・時間の決定など、地域の皆様へ配慮した安全な輸送に向けた取組を進めます。

施設です。



モニタリング等

- 中間貯蔵施設から車両等が退出する際は、放射性物質による汚染がないかを確認するスクリーニングを行います。
- また、各施設及びその周辺では、空間線量率の測定や、地下水・排ガス等の放射性セシウム濃度等のモニタリングを行い、監視しています。

土壌貯蔵施設

- 土壌貯蔵施設では、分別された除去土壌を重機を使って敷きながらから締め固めます。
- 貯蔵する場所の下部には二重の遮水シートを敷き、除去土壌に触れた水（保有水*）が外部に浸透することを防ぎます。
- 上部は覆土し遮水シートで覆うことで、放射性物質の飛散と水の侵入を防ぎます。

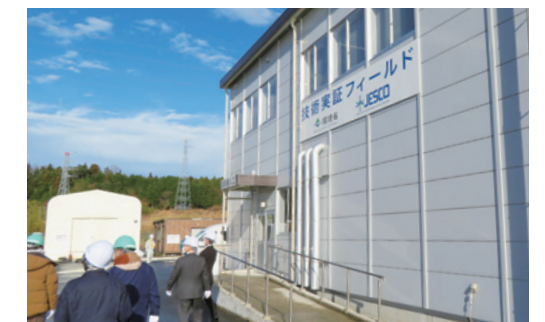
*保有水は、集排水設備を通して浸出水処理施設で処理された後、放射性セシウムの濃度等が基準を満たしていることを確認してから放流します。

仮設焼却施設・仮設灰処理施設 廃棄物貯蔵施設

- 仮設焼却施設では、除染廃棄物、災害廃棄物、草木などの可燃物を焼却し、減容化します。
- 発生した焼却灰等は、さらに減容化をするため、仮設灰処理施設で溶融処理します。
- 溶融処理により発生した灰は、鋼製の角形容器に封入して、鉄筋コンクリート造等の廃棄物貯蔵施設に貯蔵します。

福島県外最終処分について

- 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法により福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講じるとされています。
- 最終処分に向けては、その処分量の低減を図ることが重要であり、2016年4月に公表した中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略及び工程表に沿って、具体的な取組を進めています。
- 中間貯蔵施設内（大熊町）に整備した「技術実証フィールド」においては、除去土壌等を用いた再生利用の調査研究を行っています。
- また、中間貯蔵施設内（双葉町）には、減容化施設で生じる放射性セシウムが濃縮された飛灰（ひばい）の減容化・安定化を図るための技術について実証を行う「飛灰洗浄処理技術等実証施設」を設けています。



技術実証フィールド



飛灰洗浄処理技術等実証施設

最終処分量の低減を図るため、
除去土壌の再生利用に係る実証事業等を実施しています。

最新の情報は
こちらから



データで見る福島再生



私たちは、こんな仕事をしています。

① 除去土壌の再生利用実証事業

- ◎再生資材化の方法や再生資材化した除去土壌を用いた盛土の安全性を確認する実証事業を行っています。
- ◎飯舘村長泥地区で農地としての盛土造成工事、作物の安全性や生育性、水田の機能確かめる栽培試験を行っています。
- ◎中間貯蔵施設内で道路盛土の実証事業を行い、施工時の課題や対応方策等を確認しています。

② 放射線モニタリングの実施・継続

- ◎盛土造成場所、栽培試験場所、作物及び構造物等について定期的、継続的にモニタリングしています。

③ 関係者との連絡・協力 ◎地元自治体や住民の方々と連携、協力しながら、事業を進めています。

④ 理解醸成

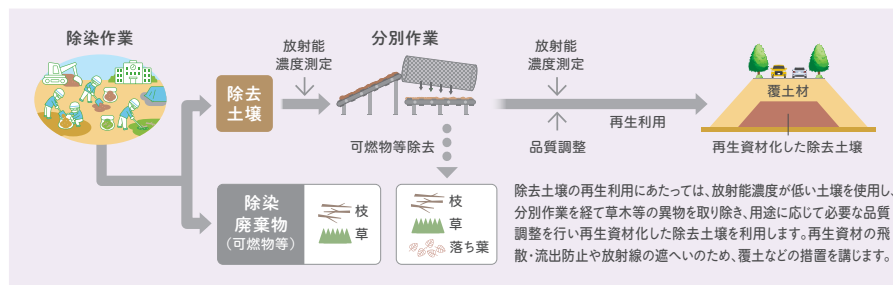
- ◎再生利用の必要性や放射線に係る安全性などの理解促進のため、現地見学会や出前授業、インターネット(webサイトやSNS等)を活用した情報発信を行っています。



再生利用とは

福島県内の除染で出た除去土壌は中間貯蔵開始(2015年3月)から、30年以内に福島県外で最終処分することになっています。その量はおよそ1,400万㎡で東京ドーム11杯分に相当し膨大です。福島県外での最終処分の実現に向けては、除去土壌の再生利用等により、最終処分量を低減することが鍵であり、現在は、福島県内において実証事業を実施しています。除去土壌の再生利用は、追加被ばく線量を考慮しながら、放射能濃度を設定すると共に、適切な施行・維持管理(公共工事等)を行います。

ら、放射能濃度を設定すると共に、適切な施行・維持管理(公共工事等)を行います。



再生利用の実証事業とは

これまでの下記の実証事業で得られたモニタリング結果からは、施工前後の空間線量率に変化がないこと、浸透水の放射性セシウム濃度は概ね検出下限値(1Bq/L)未満であること、

作業者の追加被ばく線量が1mSv/年以下であることなどの知見が得られています。こうした知見から、再生利用を安全に実施できることを確認しています。

飯舘村長泥地区における実証事業の概要



農地造成の様子

飯舘村長泥地区では、除去土壌を用いて農地を造成し、安全性等の確認を行う実証事業を実施しています。2019年度から2021年度には、食用作物等の安全性や生育性の確認のため、試験用盛土を造成し栽培試験を行いました。栽培した作物の放射能濃度の測定結果は、一般食品の基準値である100Bq/kgよりも十分低い値(0.1~2.5Bq/kg)でした。2021年4月より2022年末まで、再生資材化した除去土壌を使って盛土した農地を造成しました。2021年度からは水田試験等を実施し、水田等に求められる機能を概ね満たすことを確認しました。

中間貯蔵施設における実証事業の概要



道路盛土の様子

道路整備での再生利用について、品質調整方法等、実際に施工する際の課題や対策を検討するため、中間貯蔵施設内において道路盛土の実証事業を実施しています。2022年10月に着工、2023年10月に工事を完了し、モニタリングを継続しています。

環境再生事業の情報発信や放射線についての
理解促進に取り組んでいます。



私たちは、こんな仕事をしています。

① 放射線や環境再生事業などについて来館者への説明をはじめ、セミナーや講座などへの専門家の派遣、イベントなどでのブースの出展(移動展示)を行い理解促進を進めています。

② 除染・中間貯蔵・廃棄物処理など環境再生事業の進捗状況やトピックスなどをホームページやメルマガ、パンフレットやマンガなどのわかりやすい資料の提供を通じて情報発信しています。

③ 現地見学会や体験型ワークショップ等を開催しています。

- ◎中間貯蔵施設、特定廃棄物埋立処分施設、飯舘村長泥地区環境再生事業の見学対応を行っています。
- ◎環境再生プラザでは「ふくしま みちさがし」などの体験型ワークショップとして、環境再生事業の状況や避難指示解除後の地域の再生状況などを見学、地域の方々との対話などのプログラムを実施しています。

情報発信拠点等による理解促進

環境再生プラザ

来館者への説明、展示、セミナーや勉強会などへの専門家の派遣イベント等でのブース出展、体験型ワークショップの開催など



リプルンふくしま

来館者への説明、展示、特定廃棄物埋立処分施設の見学案内など



中間貯蔵工事情報センター

来館者への説明、展示、中間貯蔵施設の見学案内など



放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター

自治体職員等への放射線リスクコミュニケーションの支援、住民向けのセミナーなどの開催



環境再生プラザホームページやパンフレット等による情報発信

環境再生プラザホームページ



- ◎「データで見る福島再生」
- ◎「ふくしま環境再生」
- ◎「環境再生レポート」



まんが なすびのギモン



食品・身の回りの放射性物質・健康影響・環境再生のあゆみ・除去土壌のこれまでとこれから



現地見学会や体験型ワークショップ等の開催



見学会案内ページ



飯舘村長泥地区における再生利用実証事業の見学会



中間貯蔵施設の見学



なすびと行く!ふく知るチャレンジモニターツアー